

佐賀市農地等小災害復旧事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により農地及び農業用施設（以下「農地等」という。）に土砂等が流入し、又は農地等から土砂等が流出した被害で、国庫補助対象とならなかった小規模なものについて、応急的にその土砂等の除去又は埋戻し等(以下「復旧事業」という。)を行う場合に、当該復旧事業に要する費用に対し、補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨（24時間雨量80mm以上又は時間雨量20mm以上）又は洪水をいう。
- (2) 土砂等 土砂、転石、がれき、砂利及び樹木をいう。
- (3) 除去 災害により流入した土砂等を撤去することをいう。
- (4) 埋戻し等 災害により土砂が流出した箇所に土を埋め戻し、又は盛土することをいう。
- (5) 農地 耕作の目的に供される土地をいう。
- (6) 農業用施設 農道、農業用排水路及びため池等をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、災害により農地等に土砂等が流入し、又は農地等から土砂等が流出した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農地等の所有者又は管理者（使用者を含む。）
- (2) 復旧事業の費用負担を行った者

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、復旧事業完了後、佐賀市農地等小災害復旧事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 復旧事業費の領収書及び内訳明細書の原本
- (2) 復旧事業の位置図
- (3) 復旧事業の前中後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、復旧事業完了後30日以内、又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、市長が相当と認める特別な理由がある場合は、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、佐賀市農地等小災害復旧事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金等を交付することが不相当と認めたときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、佐賀市農地等小災害復旧事業費補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、すみやかに申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 復旧事業費の内訳が真実と異なったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助を受けたとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度に発生した災害から適用する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和5年7月1日の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

復旧事業の区分	補助対象経費	補助率
重機等によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重機等の賃借料（オペレーター含む。）及び運搬料 ・ 土砂等の運搬料及び処分費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費の70%以内とする。
人力によるもの（地理的条件等により重機が搬入できない罹災地において、人力による復旧作業を業者に委託した場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人力による復旧事業費 ・ 土砂等の運搬料及び処分費 	

- ※ 補助対象経費は40万円に満たない額とし、千円未満の端数は切り捨てる。
- ※ 補助金額の千円未満の端数は切り捨てる。
- ※ 復旧事業の区分の重複申請は認めない。

年 月 日

佐賀市長様

申請者 住所 _____

氏名 _____

※署名又は記名押印してください。

電話番号 _____

佐賀市農地等小災害復旧事業費補助金交付申請書

佐賀市農地等小災害復旧事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

罹 災 年 月 日	年 月 日
罹 災 地	佐賀市
重 機 の 搬 入	できる場所・できない場所
復 旧 事 業 の 内 容	
復 旧 事 業 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
復 旧 事 業 に 要 した 費 用 (千円未満切捨)	円

2 自治会長による証明

上記罹災をされたことに相違ありません。 年 月 日 自治会長 _____

※署名又は記名押印してください。

3 添付書類

- (1) 復旧事業費の領収書及び内訳明細書の原本
- (2) 復旧事業の位置図
- (3) 復旧事業の前中後の写真 ※使用機械等がわかるもの
- (4) 適正に残土処分を行ったことを証する資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市農地等小災害復旧事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった佐賀市農地等小災害復旧事業費補助金について、佐賀市農地等小災害復旧事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により次のとおり決定したので通知します。

交付決定額

円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）佐賀市長

請求者 住所 _____

氏名 _____

※署名又は記名押印してください。

電話番号 _____

佐賀市農地等小災害復旧事業費補助金交付請求書

佐賀市農地等小災害復旧事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう請求いたします。

交 付 決 定 番 号		
交 付 請 求 金 額		円
振 込 先	金 融 機 関 名	銀 行 本 店 農 協 支 店 金 庫 出 張 所 組 合 支 所
	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	(フ リ ガ ナ) 口 座 名 義 人	

※添付書類：振込先通帳の表紙及び1ページ目の見開きの写し